第三者意見

評価対象：株式会社池田泉州銀行
「池田泉州サステナブル定期預金フレームワーク」

2025 年 6 月 30 日
株式会社 日本格付研究所

目次

＜要約＞ ..... - 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要 ..... - 4 -
1. フレームワーク作成者の概要 ..... - 4 -
2. 本フレームワーク作成の目的 ..... - 7 -
3. 本フレームワークの概要 ..... - 7 -
4. 池田泉州銀行のフレームワークを活用した評価プロセス ..... - 9 -
II. 外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したファイナンスに係る確認 ..... - 10 -
III. 結論 ..... - 11 -

＜要約＞

株式会社池田泉州銀行は、大阪府、兵庫県を主な営業基盤とする地方銀行である。2009 年に池田銀行と泉州銀行が共同持株会社の株式会社池田泉州ホールディングス（池田泉州 HD）を設立して経営統合した後、2010 年に合併し現在の池田泉州銀行となった[1]。2023 年度末時点で大阪府内を中心に全 139 店舗を展開し、預金残高 5 兆 6,775 億円、貸出金残高 4 兆 8,585 億円を誇る [1]。

池田泉州銀行は、本フレームワークに基づく預金（本預金）を通じて、持続可能な社会を実現するための ESG 課題に対する資金の供給源となるサステナブルファイナンスの推進を目指すとともに、預金者に対して地域の社会的課題や環境問題の分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを策定した。本預金によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、グリーンボンド、ソーシャルローン、ソーシャルボンド、サステナビリティローン、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ローン、サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジションローン、トランジションボンド、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに充当する。

JCR は、本預金の適合性について、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」[2]で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークは本定義に係る全ての要素を満たすことを確認した。

[1] 池田泉州 HD 統合報告書「INTEGRATED REPORT 2024」
https://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/e-koukoku/disclosure/pdf/integrated2024.pdf
[2] 環境省 「インパクトファイナンスの基本的考え方」 https://www.env.go.jp/press/files/jp/114284.pdf

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

＜会社概要＞

池田泉州銀行は、大阪府、兵庫県を主な営業基盤とする地方銀行である。2009 年に池田銀行と泉州銀行が共同持株会社の池田泉州 HD を設立して経営統合した後、2010 年に合併し現在の池田泉州銀行となった[1]。2023 年度末時点で大阪府内を中心に全 139 店舗を展開し、預金残高 5 兆 6,775 億円、貸出金残高 4 兆 8,585 億円を誇る[1]。

池田泉州銀行の親会社である池田泉州 HD 傘下には、池田泉州銀行の他に池田泉州 TT 証券株式会社や池田泉州債権回収株式会社などの子会社を擁する。また、2024 年 2 月には、池田泉州 HD 傘下にデジタルバンク業務の開始に向けた準備会社である 01Bank 設立準備株式会社を立ち上げ[3]、2025 年 2 月には銀行業の営業免許取得及び商号変更を行う[4]など、サービス提供開始に向けて準備を進めている。

＜池田泉州 HD の経営理念及びサステナビリティに関する方針＞

池田泉州 HD は、経営理念（図 1）に基づき、幅広いパートナーシップを活用し事業活動を通じて地域の課題を解決することで、持続可能な地域社会の実現に貢献するとともに自らの持続的な成長の実現を目指している。

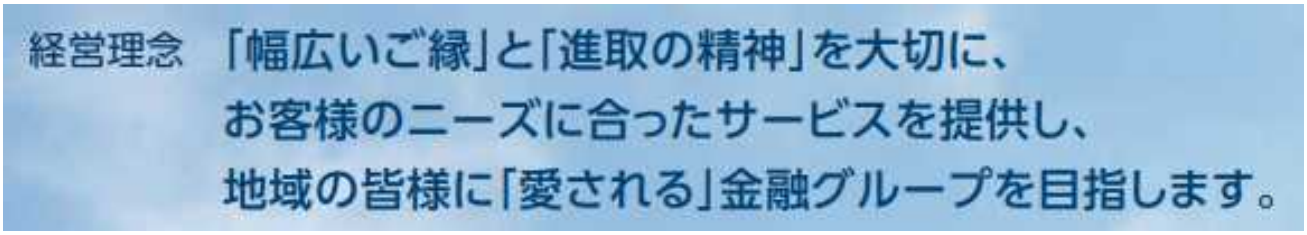

図 1：池田泉州 HD の経営理念[1]

池田泉州 HD は 2020 年 5 月に公表している経営ビジョン「Vision’25」[5]の具体化に向けて、2021 年 5 月に「サステナビリティ宣言」を採択し、本業を通じて地域の課題解決に資する取り組みを強化している。

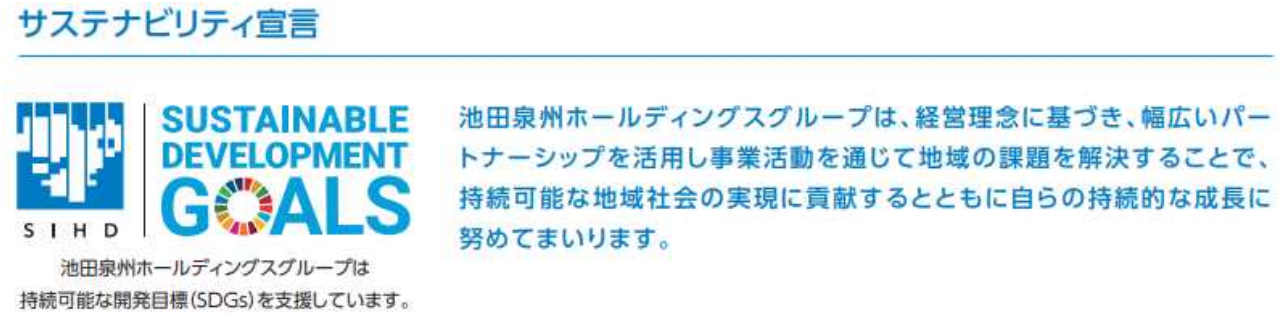

図 2：池田泉州 HD のサステナビリティ宣言[1]

[3] 池田泉州 HD プレスリリース https://www.senshuikeda-hd.co.jp/news/pdf/20240201.pdf
[4] 池田泉州 HD プレスリリース https://www.senshuikeda-hd.co.jp/news/pdf/20250228.pdf
[5] 池田泉州 HD プレスリリース https://www.senshuikeda-hd.co.jp/news/pdf/20200515-2.pdf

池田泉州 HD は、サステナビリティへの取り組みを経営の重要課題として位置付けており、取締役会の監督のもと、具体的な取り組みを推進している。2022 年 4 月には、持続可能な地域社会の実現に貢献する中長期的な成長戦略として、気候変動問題を含む SDGs・ESG を経営に取り込み、「ビジネスモデルの変革」を行うことを目的として、サステナビリティ委員会を設置した。また、グループ全体の SDGs・ESG に関する施策をより一層推進すべく、2022 年 4 月に SX 戦略室を設置した。毎年 1、4、5、7、10 月にサステナビリティ委員会を開催しており、最新情報の展開を含め、そのタイミングで取り上げるべき内容を SX 戦略室で検討した上で、委員長である社長 CEO とともに議題を設定して議論している。

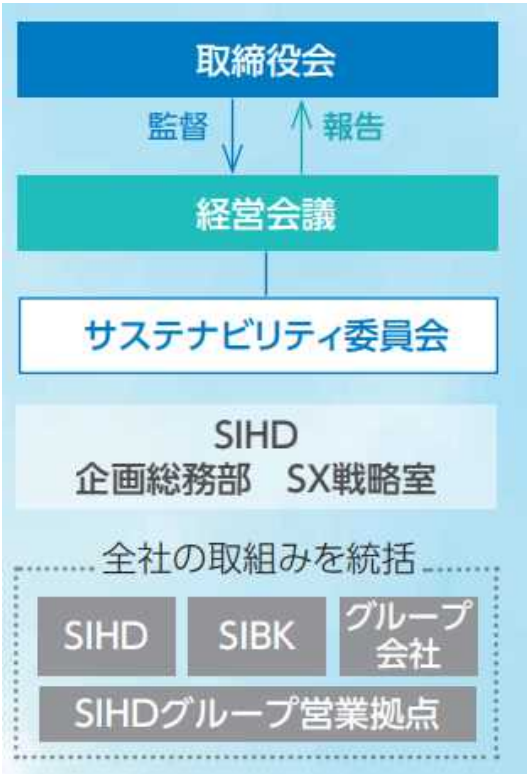

図 3：池田泉州 HD のサステナビリティに係るガバナンス体制 [1]

池田泉州銀行が持続可能な地域社会の実現に貢献するにあたっての投融資に関する基本方針として、サステナビリティ投資方針[6]及びサステナビリティ融資方針[7]を制定している。これらにおいて、ESG に配慮して持続可能な地域社会の実現を踏まえた投融資を行うこととし、そのため、ESG に対して負の影響を与えるおそれがある投融資については、十分に注意しながら取り組み可否を検討し、その影響を低減・回避することに努めている。

特定セクターに対する投融資方針について、兵器に関して、クラスター弾など非人道的な兵器の開発・製造等に関与している企業への投融資は行わないとしている。石炭火力発電に関して、新設の石炭火力発電所建設を資金使途とする投融資については、原則として取り組まない。ただし、国際的なガイドライン等を参考に、高効率化・次世代化に資する発電所新設の場合は、個別案件ごとに十分に注意しながら取り組み可否を検討するとしている。森林伐採に関して、森林伐採を伴う開発等を資金使途とする投融資は、違法伐採や違法労働に関与していないか、また環境への影響を勘案し、十分に注意しながら取り組み可否を検討するとしている [6,7]。

[6] 池田泉州 HD ウェブサイト https://www.senshuikeda-hd.co.jp/csr/csr_invest.html
[7] 池田泉州 HD ウェブサイト https://www.senshuikeda-hd.co.jp/csr/csr_finance.html

＜池田泉州 HD のマテリアリティ＞

池田泉州 HD は、全行員を対象としたアンケート調査やカテゴリー毎の作業部会での議論を経て、図 4 で示すとおり経営の重要課題（マテリアリティ）を特定している。

図 4：池田泉州 HD のマテリアリティ [1]

池田泉州 HD は、サステナビリティ起点のソリューション展開に関する KPI として、2030 年度までにサステナブルファイナンス実行額について 2030 年度累計 1 兆円 [1] を設定している。2023 年度時点実績で 2,118 億円 [1] となっており、目標達成に向けて取り組みを進めていく考えである。

2. 本フレームワーク作成の目的

池田泉州銀行は、本預金を通じて、持続可能な社会を実現するための ESG 課題に対する資金の供給源となるサステナブルファイナンスの推進を目指すとともに、預金者に対して地域の社会的課題や環境問題の分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを策定した。

池田泉州銀行は、顧客のサステナビリティ経営実現に向けて、主に地域の法人に向けた取り組みを進めてきたが、今後は地域の個人層に向けても、地域の社会的課題や環境問題の解決に向けた取り組みに貢献できる場を設けることを意図している 。

3. 本フレームワークの概要

① 本預金の概要

本フレームワークに基づく本預金の取り扱いは、預入期間は 1 年とし、円建て預金のみを扱うこととしている。

② 本フレームワークにおける資金使途

本預金によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、グリーンボンド、ソーシャルローン、ソーシャルボンド、サステナビリティローン、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ローン、サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジションローン、トランジションボンド、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに充当する。関連する国際原則・ガイドライン等は表 1 のとおりである。

③ 本フレームワークにおける資金管理

池田泉州銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。本預金残高が本投融資残高を上回った場合、その超過分は現金又は現金同等物で管理を行い、可能な限り速やかに投融資先に充当することでこの超過分を解消するように努める。本管理によって、預入期間において、本預金によって調達された資金の全額が本フレームワークの対象となる投融資先に充当されている状態を維持する。

表 1：本フレームワークで定める資金使途と関連する国際原則・ガイドライン等

本フレークワークで定める資金使途	関連する国際原則・ガイドライン等
グリーンローン グリーンボンド ソーシャルローン ソーシャルボンド サステナビリティローン サステナビリティボンド サステナビリティ・リンク・ローン サステナビリティ・リンク・ボンド トランジションローン トランジションボンド ポジティブ・インパクト・ファイナンス	グリーンローン原則[8] グリーンボンド原則[9] ソーシャルローン原則[10] ソーシャルボンド原則[11] サステナビリティ・リンク・ローン原則[12] サステナビリティ・リンク・ボンド原則[13] グリーンローンガイドライン[14] グリーンボンドガイドライン[15] ソーシャルボンドガイドライン[16] サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン[17] サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン[18] クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック[19] クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針[20] ポジティブ・インパクト金融原則[21]

[8] Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025" https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/
[9] International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021" https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/
[10] Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2025" https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/
[11] International Capital Market Association(ICMA) "Social Bond Principles2023" https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/
[12] Loan Market Association (LMA), Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Sustainability-Linked Loan Principles 2025" https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/
[13] International Capital Market Association (ICMA) "Sustainability-Linked Bond Principles 2024" https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-linked-bond-principles-sllbp/
[14] 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」 https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf
[15] 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」 https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf
[16] 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf
[17] 環境省 「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」 https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf
[18] 環境省 「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2024 年版」 https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf
[19] International Capital Market Association(ICMA) "Climate Transition Finance Handbook 2023" https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/climate-transition-finance-handbook/
[20] 金融庁・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2025 年版」 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/basic_guidelines_on_climate_transition_finance_jpn_2025.pdf
[21] United Nations Environment Programme - Finance Initiative(UNEP FI) "The Principles for Positive Impact Finance" https://www.unepfi.org/industries/banking/principles-for-positive-impact-finance/

4. 池田泉州銀行のフレームワークを活用した評価プロセス

池田泉州銀行は、CS 本部において本フレームワークに適合する投融資であることを確認のうえ、選定する。本選定において池田泉州銀行 CS 本部長が承認を行う。

池田泉州銀行は、本預金残高がある限りにおいて、本預金を通じて調達した資金が本フレークワークで定める投融資に充当されることによって発現したインパクトについて、毎年 3 月末を基準日として、毎年 5 月ごろにレポーティングを行う。レポーティングは池田泉州銀行ウェブサイトで行うことを予定している。主な開示事項は下記のとおりである。

- 本預金の預入残高
- 適格サステナブルファイナンス分類別充当金額
- 本預金の預入残高が適格サステナブルファイナンスへの充当総額を超過していないこと
- 適格サステナブルファイナンス毎のインパクトによる貢献が期待される SDGs に係る 17 のゴール（一部ファイナンスを除く）
- その他、適格サステナブルファイナンス分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標

II. 外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したファイナンスに係る確認

JCR は、池田泉州銀行の本預金に関して、本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、以下の 4 つの評価項目から確認した。なお、本評価項目は、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る要素 1～4 に対応している。

1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。
3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

---

1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。

池田泉州銀行は、本フレームワークで定める資金使途について、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資のみに充当するとしている。本投融資は、外部機関の評価者や意見書を通じて、何等かの環境改善効果や社会的便益の発現が期待されることが説明されている。本フレークワークにおいて本預金で調達した資金の使途は本投融資に限定されることを定めているため、本フレークワークはポジティブなインパクトを生み出す意図をもって設計されていると言える。また、国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得する際において、重大なネガティブインパクトの有無及びそれに対する緩和策についても検討されたものと考えられる。

以上より、本資金使途について、ネガティブインパクトの適切な緩和を前提にポジティブなインパクトを生み出す商品設計になっている。

---

2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。

池田泉州銀行は、本預金を通じて調達した資金について、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資のみに充当するとしている。外部機関から評価又は第三者意見を取得する際において、当該投融資によって発現が期待されるインパクトに係る事前の評価及びモニタリング体制の評価がなされたものと考えられる。また池田泉州銀行は、上記の事前の評価を確認して、インパクトの発現に係るモニタリングを行うこととしている。

以上より、本資金使途について、インパクトの評価及びモニタリングが適切に実施される体制が整備されている。

3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。

本預金の充当先である投融資について、当該ファイナンスの資金調達者は、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した際に、原則としてその評価又は第三者意見の情報開示を行っている。また、投融資期間において発現した環境改善効果や社会的便益、KPI、SPT の進捗状況について、当該ファイナンスの資金調達者によって主に投融資者に情報開示している。

池田泉州銀行は、上記の情報開示を参照して、本預金によって発現するインパクトについて、本預金のレポーティングを通じて公表することを予定している。

以上より、本預金におけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示が適切に実施される体制が整備されている。

4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

池田泉州銀行は、将来にわたって本預金を繰り返し組成することを予定している。これにより、中長期の視点で安定的な資金調達を実現することを意図している。また預金者に対して、事前に資金使途がフレームワークに記載されたサステナブルファイナンスに限定されることを明示することで、預金商品としての魅力を具体的にアピールし、池田泉州銀行の預金残高を更に増加させることを意図している。なお、本預金の途中解約については通常の定期預金と同様に取り扱われるものとなっている。

本預金は、池田泉州銀行が提供する通常の定期預金と同様に、預金者に対して利息という金銭面でのリターンを提供する。それに加えて、本預金を通じて充当された投融資によって発現したサステナビリティに係るインパクトの結果を、レポーティングという形で提供することとしている。池田泉州銀行は、本預金について、将来にわたって繰り返し組成することを予定しており、預金者に対して、預金を通じたサステナビリティへの貢献機会を中長期的に提供するものと考えられる。また、本預金は円建て預金であり、池田泉州銀行が取り扱う通常の定期預金と同様に預金保険制度の対象となる。

以上より、本預金は、中長期的な視点に基づき、金融機関及び預金者に対して適切なリスク・リターンをもたらす設計となっている。

III. 結論

JCR は、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

（担当）新井　真太郎・間場　紗壽

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、当該フレームワークに基づく預金によって調達された資金の充当によるポジティブな効果、又は充当された資金が環境・社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本預金により調達される資金が事業主体の設定する指標を達成する程度について、JCR は事業主体または事業主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省　ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したフレームワークの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：預金フレームワークを策定する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブインパクト作業部会メンバー
・環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)　ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者　金融庁長官（格付）第１号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の５つの信用格付クラスのうち、以下の４クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（http://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第１号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル